

大月市下水道条例（平成15年大月市条例第19号）新旧対照表

改正後	現行
（使用料の算定方法） 第26条 使用料の額は、定例日（大月市簡易水道事業給水区域にあつては、大月市簡易水道事業給水条例（平成9年大月市条例第36号）第25条第1項に規定する定例日。東部地域広域水道企業団給水区域にあつては、東部地域広域水道企業団給水条例（平成18年東部地域広域水道企業団条例第6号）第25条第1項に規定する定例日をいう。以下同じ。）における使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）を計量し、大月市簡易水道事業給水区域における使用料についてはその計量した排除汚水量を、東部地域広域水道企業団給水区域における使用料についてはその計量した排除汚水量の2分の1相当量を1月の排除汚水量とみなして、別表第1に定める基本使用料と超過料金との合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。 2・3 （略）	（使用料の算定方法） 第26条 使用料の額は、定例日（大月市簡易水道事業給水区域にあつては、大月市簡易水道事業給水条例（平成9年大月市条例第36号）第25条第1項に規定する定例日。東部地域広域水道企業団給水区域にあつては、東部地域広域水道企業団給水条例（平成18年東部地域広域水道企業団条例第6号）第25条第1項に規定する定例日をいう。以下同じ。）における使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）を計量し、大月市簡易水道事業給水区域における使用料についてはその計量した排除汚水量を、東部地域広域水道企業団給水区域における使用料についてはその計量した排除汚水量の2分の1相当量を1月の排除汚水量とみなして、別表第1に定める基本使用料と超過料金との合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。 2・3 （略）